

訴えの提起について

本案は、建物収去土地明渡し等の請求に関する民事訴訟を提起するものです。

【事件の概要】

○当事者

原告：港区

被告：個人（建物現所有者）

個人（建物占有者）2名

個人（相続人）2名

○概要

建物の前所有者である個人（以下「建物前所有者」といいます。）は、港区海岸三丁目地区にある建物（以下「本件建物」といいます。）を買い受け、本件建物が特別区道上にあるにもかかわらず、その土地（以下「本件土地」といいます。）を区の許可を受けずに、不法に占有していました。

その後、建物前所有者が死亡し、建物現所有者及び2名の相続人が建物前所有者の遺産を相続し、本件建物については建物現所有者が単独所有していますが、現在も不法占有が続いています。また、建物現所有者及び相続人とは別の2名の建物占有者が本件建物を占有することにより、本件土地を不法に占有しています。

建物前所有者が本件建物を所有してから現在に至るまで、本件建物については道路占用料相当額が支払われていないことから、建物現所有者及び相続人は支払を免れている道路占用料相当額と同額の利得を不当に得ていたこととなります。

よって、区は、建物現所有者、建物占有者及び相続人を被告として、本件建物の収去等による本件土地の明渡し、不当利得の支払等を求める訴えを提起します。